

国関整技管第21の6号  
令和 7年 5月30日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門一丁目1番18号  
R2国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事  
西松・奥村特定建設工事共同企業体  
西松建設株式会社 関東土木支社  
執行役員支社長 宗澤 敦郎 様

国土交通省関東地方整備局長  
岩崎 福久

## 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めるることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

### 記

- |               |  |                 |  |
|---------------|--|-----------------|--|
| 1 工事名         | R2国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事  |                 |  |
| 2 工期          | 令和 3年 3月23日～令和 7年 3月31日  |                 |  |
| 3 完成技術検査年月日   | 令和 7年 3月26日  |                 |  |
| 4 成績評定        |  |                 |  |
| ① 評定点         | 79点  | 項目別評定点は、別表1のとおり |  |
| ② 技術提案履行確認    | 対象外  |                 |  |
| ③ 工事技術的難易度評価  | V  | 項目別評価表は、別表2のとおり |  |
| ④ 工事種別        | 一般土木工事   |                 |  |
| 5 送付先         | 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1<br>国土交通省関東地方整備局 企画部 工事品質調整官宛て                            |                 |  |
| 6 手続き等の問い合わせ先 | 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1<br>国土交通省関東地方整備局 企画部 技術管理課 検査係<br>TEL 048-601-3151 内線3343 |                 |  |

別表1

## 項目別評定表

工事名 R2国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.3 / 3.3点
	II. 配置技術者	4.1 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	10.4 / 13.0点
	II. 工程管理	6.3 / 8.1点
	III. 安全対策	7.5 / 8.8点
	IV. 対外関係	2.9 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	12.1 / 14.9点
	II. 品質	12.4 / 17.4点
	III. 出来ばえ	6.5 / 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	5.3 / 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	4.9 / 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	3.7 / 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事故等による減点	0.0
	総合評価による減点	0.0
評定点合計		79.4 / 100.0点

※評定点合計は、各細別評定点を合計しても四捨五入の関係で合わない場合があります。

別表 2

## 工事技術的難易度項目別評価表

工事名 R 2 国道 357 号多摩川トンネル羽田立坑工事

大項目	評価	小項目	評価	
1. 構造物条件	B	①規模		
		②形状		
		③その他	B	
2. 技術特性	A	①工法等	A	
		②その他		
3. 自然条件	B	①湧水・地下水	B	
		②軟弱地盤		
		③作業用道路・ヤード		
		④気象・海象		
		⑤その他		
4. 社会条件	B	①地中障害物	B	
		②近接施工	B	
		③騒音・振動	B	
		④水質汚濁		
		⑤作業用道路・ヤード		
		⑥現道作業	B	
		⑦その他		
5. マネジメント特性	B	①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応	B	
		④工程管理	B	
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
工事区分		道路／トンネル／開削工法		
「易、やや難、難」評価		難		
工事難易度評価 (I ~VI)		V		